令和６年３月２６日

令和６年７～９月に開講する求職者支援訓練の認定申請受付について

１　認定申請受付期間

令和６年４月１日（月）から令和６年４月１２日（金）午後３時まで

２　申請受付定員数

	分野		実績枠	新規参入枠	計
基礎コース	指定なし		15 名	15 名	30 名
実践コース	介護・医療・福祉分野		30 名	15 名	45 名
	医療事務分野		―	―	―
	※デジタル系	うちＩＴ分野	30 名	0 名	30 名
		※うちデザイン（Web 系）分野	15 名	15 名	30 名
	その他の分野		53 名	30 名	83 名

※令和６年度予算成立前の認定申請受付となるため、今後の情勢次第では、認定定員数が変更となる可能性があります。

※分野が従来の「IT 分野」から「デジタル系」として新設され、「デジタル系」のうち「IT 分野」及び「デザイン(Web 系)分野」を別枠として選定します。

※デザイン分野での申請において「デザイン(Web 系)分野」の選定対象となるのは、訓練科名又は認定様式第５号の訓練カリキュラムの「就職を想定する職業・職種」欄に、「ＷＥＢ」、「Ｗｅｂ」、「ウェブ」（文字の表記は問わない。）のいずれかが記載されているものが「デザイン(Web 系)分野」の定員枠、記載がない場合は「その他の分野」として定員枠で選定を行います。

３　開講日の日程について

令和 4 年 7 月開講コースより求職者支援訓練が受講指示の対象に追加されたことに伴い、受講指示対象者は開講日前日にハローワークを訪問することになりました。このため、**開講日は休日（土日、祝日）の翌日を避けて設定していただくようお願いします。**

４　職業訓練の実績

「訓練実施機関・施設の概要（認定様式第 4 号)」には、申請する職業訓練の開始日から遡って 3 年間に実施した「申請する訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（求職者支援訓練や県の委託訓練など)」の実績を記載してください。

例：**令和６年７月１日**に開講する訓練科を申請する場合

→令和３年７月１日～令和６年６月３０日の間に実施した職業訓練の実績を記載

５　選定で使用する就職実績

以下の２つの要件をいずれも満たす求職者支援訓練の就職実績を有している場合は、実績枠で選定を行います。「過去１年間に実施した求職者支援訓練の就職状況（認定様式第 14 号)」に、該当する全ての訓練科の就職実績等を記載してください。

①　申請する職業訓練と同一分野であり、秋田県内で実施されていること。

②　雇用保険適用就職率の適用日が**令和５年４月１日～令和６年４月１日**の期間に属すること。

雇用保険適用就職率の適用日は当支部よりお送りした「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式 A-10)」にてご確認ください。

要件を満たす求職者支援訓練の就職実績を有していない場合は、新規参入枠で選定を行います（「認定様式第 14 号」を提出いただく必要はありません)。

６　認定申請書の作成方法

当機構本部ホームページ「求職者支援制度による職業訓練(令和５年１２月８日以降に申請する訓練科の申請について))」内の「1.申請に当たっての留意事項」をご確認のうえ、「2.認定様式」の【基礎コース用】または【実践コース用】の Excel ファイルを使用して認定申請書を作成してください。**受講者募集期間、選考日、選考結果通知日を計画される場合は、秋田支部 HP 上の「令和６年度募集期間等確認用スケジュール」をご参考の上、ご作成ください。**

当機構本部ホームページ「求職者支援制度による職業訓練（令和５年１２月８日以降に開講する訓練科の申請について)」
<<https://www.jeed.go.jp/js/shien/05_1208_kunrenka.html>>

７　認定申請書の提出方法

認定申請書（Excel ファイル)、添付書類（PDF データ)、コース案内（PDF データ）を当支部の認定申請受付用アドレス Akita-vcq@jeed.go.jp あてに電子メールで送信してください。なお、当支部は**添付ファイル容量が 10MB を超えるメールは受信できない**ため、10MB を超える場合は**メールを分割してご提出ください。**

８　留意事項

(1)認定申請受付期間内に認定申請書データの提出がない場合は、認定の対象となりません。

(2)申請書の受付期間の末日までに申請書類に不備がある場合、認定申請書を受理することはできません。

(3)受付期間終了間際にご提出いただいた場合、認定申請書の不備を修正いただく時間を確保できず、申請書を受理できないおそれがあることから、受付期間中の早期提出へのご協力をお願いいたします。

(4)申請を行う訓練科の定員は、原則として１コースにつき 15 名としてください。

(5)　ｅラーニングコース及びオンライン訓練の申請に関しては、同一の訓練実施機関における申請数の上限は四半期ごとに１コースといたします。なお、ｅラーニングコース及びオンライン訓練の申請をご検討されている場合は、申請前に以下のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

(6)　ｅラーニングコースを実施する場合は、就職支援責任者が適切に就職支援を行うことを示す資料（就職支援責任者の勤務予定表及び就職支援のフローがわかる書類又は訓練期間中の就職支援スケジュール等）の提出が必須です。

(7) ｅラーニングコースを実施する場合は、同時期に他県で実施しているコース及び同時期に他県で実施予定のコースについて状況が分かる資料を提出していただく必要があります。
(8) ｅラーニングコースを実施する場合は、確認項目が多いため、受付締切予定日の５営業日前までに、申請書類が支部あてに届くようご協力をお願いいたします。受付締切予定日の５営業日前以降に申請書類が支部あてに届いた場合、受理できないことがあります。
(9)新規参入枠の定員に残数がある場合、実績枠に切り替えて選定することがあります。
(10)申請いただいた訓練科の選定結果、認定予定日については、**令和６年５月１４日（火）前後**にお知らせする予定です。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部
求職者支援課　ＴＥＬ：０１８－８７３－８０３５